

◎ 評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

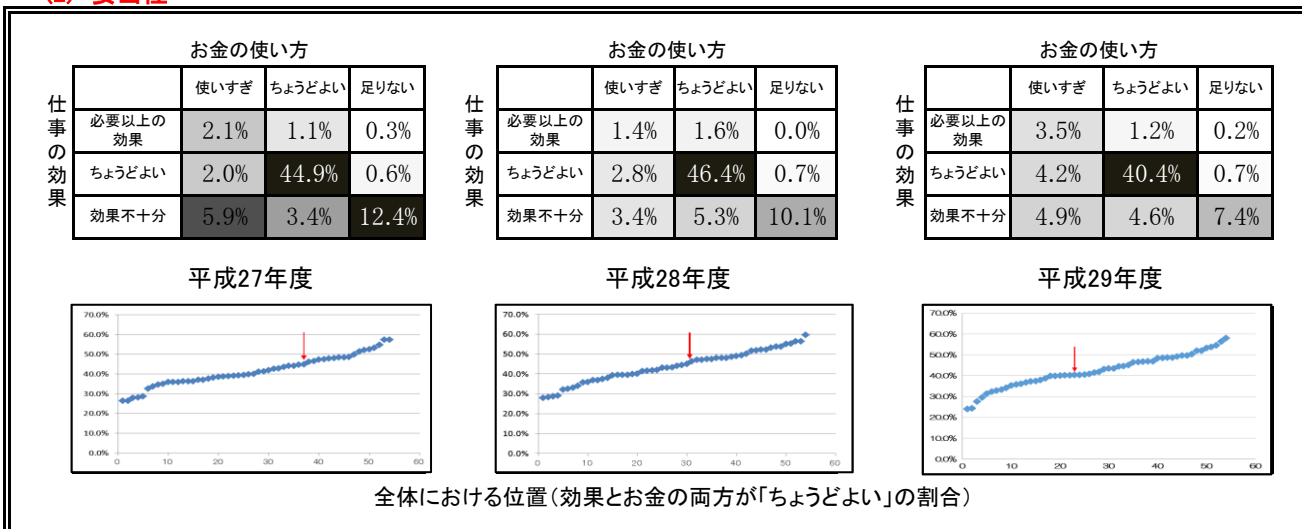
総合計画上の位置付け	分野	都市景観	施策の方針	良好な都市景観形成事業の推進
目標とすべきまちの姿	都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。 地域の貴重な景観資源が保全されるとともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観が形成されています。 緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観が形成されています。 市民・事業者・NPO等の協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進されています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成27年度	21.0%	平成28年度	23.5%	平成29年度	27.2%	(回答者全体に占める割合)
-----------------------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	---------------

(2) 妥当性



(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成27年度	17.6%	46.5%	8.4%	27.5%
平成28年度	14.6%	52.8%	4.3%	28.4%
平成29年度	14.1%	44.3%	7.7%	33.9%

2 内部評価

(1) 平成29年度の目標

①旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を数多く実施・検証し、具体的な活用方針の検討材料とする。また、年2回(計4日)の建物の公開に合わせた建物や庭園の維持管理を計画的に行う。(都景-03)
②鎌倉市屋外広告物条例の制定を含めた適正な規制・誘導策の検討を行う。(都景-04)
③改定した景観計画の適切な運用を図るため、パンフレットやホームページの活用により周知を図る。(都景-04)
④旧村上邸の耐震診断等を実施するとともに、平成30年度以降の活用主体の検討を進める。(都景-04)
⑤平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、公共サインガイドラインの策定を行う。(都景-04)

(2) 目標とすべきまちの姿と平成29年度の目標との関連性

①、④景観重要建築物等に指定している旧華頂宮邸や旧村上邸の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成することができる。また、旧華頂宮邸の公開をNPO団体と協働で実施することにより、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進できる。(都景-03、都景-04)
②、③景観計画の適切な運用、市の特性に合った屋外広告物の誘導を行うことにより、地域ごとの個性豊かな景観の形成を推進することができる。(都景-04)
⑤外国人観光客へのサービスや鎌倉らしい都市景観形成を目的とする公共サインガイドラインによる都市景観の誘導は、魅力的な都市景観の形成や地域の個性を重視した風格ある都市景観の形成につながる。(都景-04)

(3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託事務	今後の方向性	
整理番号	事業名	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		事業内容	予算規模
都景-03	旧華頂宮邸管理運営事業	13,979	14,369	25,898	26,438	1.5	1.5		b	B
都景-04	都市景観形成事業	35,765	34,020	80,135	84,005	6.0	5.5		b	B

(4) 主な実施内容

【主な実施内容】

- ①旧華頂宮邸については、実験活用として企画していた「オーボエコンサート」や車椅子利用者等を対象とした建物公開などを実施した。(都景-03)
- ②鎌倉市屋外広告物条例の制定を含めた適正な規制・誘導策の検討を行うとともに、平成29年度は4回(雨天により2回中止)の違反屋外広告物除却キャンペーンを実施し、普及啓発を図った。(都景-04)
- ③平成29年3月に景観計画を改定し、平成38年までのおおむね10年間に期間とする新たな計画を策定した。また、それに伴い、都市景観条例の一部改正し、平成29年7月1日に施行した。(都景-04)
- ④平成28年4月に遺贈を受けた旧村上邸について、保全に向け、建物の耐震診断を実施した。(都景-04)
- ⑤公共サインガイドラインを平成30年3月に策定し、平成30年4月より運用を開始した。(都景-04)

【実施できなかった事業とその理由等】

(5) 平成29年度の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	■ 適切	□ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■ 適切	□ 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	□ 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■ 適切	□ 要改善

<上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>

- ①旧華頂宮邸暫定活用運営会議で策定した「暫定利用の基本ルール」を運用し、これに基づいた実験活用を行い、その実施結果を踏まえ検証を行った。検証の結果、本格的な活用を行うためには、建物の補強が必要なことから、暫定活用を継続するとの結論に至った。(都景-03)
- ②違反屋外広告物除却キャンペーンの実施など、意識向上のための普及啓発を行い、除却件数は減少傾向となる等、一定の成果が現れている。(都景-04)
- ③改正した景観条例の適切な運用を図るため、パンフレットやホームページを活用し周知を行ったことから、新たに導入した景観配慮協議について、円滑な制度移行ができた。(都景-04)
- ④旧村上邸の適切な維持管理と保全を図るため、耐震診断を実施し、耐震強度が基準値を下回る結果となったため、平成30年度に耐震改修を実施する。(都景-04)
- ⑤公共サインガイドラインを平成30年3月に策定した。平成30年度は、その周知を図るとともに、公共サインガイドラインに則った都市景観の誘導を図っていく。(都景-04)

(6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

- ・旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を引き続き実施し、その検証を行いながら、具体的な活用方針を検討する。合わせて老朽化した建物の維持管理や維持のための改修を行う等、歴史的文化的価値の高い洋風建築物としての保全を図っていく。
- ・旧村上邸については、保存活用に向けて、耐震改修、活用事業主体を選定、保存活用計画の策定等の手続きを進める。
- ・鎌倉らしい都市景観の形成を推進するため、景観法等の運用、市民・事業者への普及・啓発・支援を行うとともに、鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて取組む。
- ・平成30年3月に策定した公共サインガイドラインの周知を図り、ガイドラインに則った都市景観の誘導を図っていく。

(7) 平成30年度の目標

- ①旧華頂宮邸については、「暫定利用の基本ルール」に基づいた実験活用を数多く実施・検証し、具体的な活用方針の検討材料とする。また、年2回(計4日)の建物の公開に合わせた建物や庭園の維持管理を計画的に行う。(都景-03)
- ②旧村上邸の保存活用計画の策定及び適正な管理を図る。(都景-04)
- ③鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、コーポレートカラー等の規制内容に関して関係機関と調整を図る。(都景-04)
- ④鎌倉の顔である若宮大路と小町通りについて、建物の形態意匠の明確な基準を定めるため、景観形成ガイドライン作成に取組む。(都景-04)
- ⑤歴史的建造物が失われていくことを防ぐため、建造物保存に向けたサポート体制を構築する。(都景-04)

(8) 目標とすべきまちの姿と平成30年度の目標との関連性

①、②、⑤景観重要建築物等に指定している旧華頂宮邸や旧村上邸等の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成することができる。(都景-03、都景-04)
 ③、④市の特性に合った屋外広告物の誘導、古都鎌倉の中心である若宮大路と小町通りの景観形成ガイドラインによる都市景観の誘導は、都市の歴史をほうふつさせ、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観の形成につながる。(都景-04)

3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)

整理番号	都景-03	事業名	旧華頂宮邸管理運営事業						
指標の内容	入場者数	単位	人	指標の傾向					備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
近代鎌倉の魅力を広く伝え、施設の維持管理費につなげる募金箱への寄附を維持するためには、入場者数を確保する必要があるため。	目標値	10,000.0	10,000.0	10,000.0	11,000.0	11,000.0	11,000.0		
	実績値	10,492.0	11,053.0	12,572.0	10,131.0				
	達成率	104.9%	110.5%	125.7%	92.1%				

参考 前年度外部評価結果への対応

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

- ・景観計画策定、評価、検証で10年経過するなど具体的活用、景観形成へのスピード感がない。
- ・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要である。
- ・専門家派遣などの仕組を有効に活用し、地区計画をふくめた地域のまちづくりを推進する必要がある。今後もさらに良好な都市景観形成をめざしていくべき。
- ・鎌倉市だけの経年変化では、有効なのか否か把握できない。本当に評価するのであるならば、類似自治体との比較が必要である。
- ・大船などの地域についての景観に対する言及が見られないが、それらの地区に対し、より景観を改善するような施策はあるのか。各地域にあった対応策を設定・実行してほしい。
- ・旧華頂宮邸は、毎年1,400万円程度かけて維持管理(ほとんど地代)されているが十分活用されていない。市内観光の分散のためにも反対する住民に対して、当該物件を活用することで近隣住民にもプラスになるような取組を考える必要がある。
- ・一昨年度の評価委員会からの指摘・提言に対する「平成28年度中に行う景観計画改定を契機に、更なる市民の景観意識向上が図られるよう、普及啓発に努めていく。」とコメント通り、啓蒙活動を行っているようであるが、どの様に行ったのか。



指摘への対応、コメント等

景観計画は、目標期間を10年と設定しており、この計画を着実に推進するために、年度ごとに実績報告を作成し、進捗状況の確認を行っている。また、計画策定から10年が経ったことから、平成29年3月に景観計画を改定した。

根本的とまでは言えないが、まず平成30年度は、景観重要建造物等保全基金の周知パンフレットを作成し、景観重要建造物等の保存について啓発を図る。今後もパンフレット等を活用しながら、景観意識の啓発に努めていく。

良好な都市景観の形成をめざすため、優れた識見を有する景観アドバイザーから得た助言を景観行政に生かす取組みを行ってきた。今後もこのような制度を活用して、良好な都市景観形成をめざしていく。

必要に応じて、他市の事例を参考しながら、有効な施策につなげていく。

景観計画において、市全域を土地利用類型の区域に区分し、類型ごとに、景観形成方針と基準を定めている。大船地域は、「大船地域まち並み型商業地」等に区分し、その地域に応じた方針や基準を示し、景観協議を行っている。

本格活用をするためには、建物維持のための改修や耐震改修工事を早期に実現しなければならないと考えている。なお、暫定活用や一般公開を行い寄附金を募るなどし、平成29年度は約94万円の寄付を集め、景観重要建造物等保全基金に積み立てている。

パンフレットやホームページを活用し、啓発を行ったほか、協議会や審議会等での説明を行った。その結果、新たに導入した制度について、円滑な移行ができた。

提言

・「目標とすべきまちの姿」として「緑で分節化されたヒューマンスケールな都市」がどのような都市であるのか具体的に想像出来ないため、この施策で行われている取組が施策にとって有効であるかの判断が出来ない。「施策の方針」や「目標とすべきまちの姿」には具体的な姿が想像できるものを設定する必要がある。

・景観重要建造物の保全、活用に向けスピードを増さないと老朽化してしまう。

・「計画の改訂」「規則の改定」等については、改定の「理由」「背景」並びに主な改定事項についても記載すべき。

・旧華頂宮邸の実験活用の結果を受けての今後の方針に沿ったゴールから逆算した指標を示してほしい。

・旧華頂宮邸暫定活用運営会議で策定した「暫定利用の基本ルール」を運用し、これに基づいた実験活用を行っているが、具体的に何を検証するために、検証結果はどうなったのかを明示すべき。

・目標としている「旧華頂宮邸の入場数」は既に大きく上回っているにも関わらず、改定されていない。目標値については前年度実績など毎年現状を分析の上、理由をもって設定すべき。

・「違反屋外広告物除却件数は減少傾向」とあるが、実績数値を指標化してはどうか。

・市民、事業者、NPO等との協働を積極的に進めるべきである。

質問

・基本計画に「鎌倉にふさわしい質の高いデザインへの誘導」とあるが、実際に機能しているか。

提言に対するコメント等(総論)

・「目標とすべきまちの姿」については、景観計画の中で5つの基本目標を具体的に掲げている。その中で、「ヒューマンスケールな都市」とは、一方の主要な眺望点から光あふれる海が見え、一方ではまちのそこかしこから重なり続く山々の緑が見えるまち(都市)としている。

今後は、景観形成ガイドラインの作成をはじめ、景観計画を踏まえ多くの方がイメージできる目標像を提示していく。

・地域の景観に重要な役割を果たしている歴史的建造物を保存するためのサポート体制を構築する。

・市が保有する景観上重要な建築物の保全を図るため、平成27年に設置した基金の有効な活用方法を検討していく。

・暫定活用ルールに基づき運用を行っている旧華頂宮邸については、現在、公的不動産活用課が進めている公的不動産の利活用の取組である旧邸宅ネットワークの一つに位置づけているが、扇湖山荘の利活用を図ることが第一で、その後の整備と位置付けている。

そのため、まずは建物維持のための改修が必要な状況であるが、一般公開も行っていることから、耐震改修も同時に行っていくことを検討する。

・指標としている「旧華頂宮邸の入場者数」の目標値については、提言を受け、平成29年度以降の目標値を見直した。

・「違反屋外広告物除却件数」については、今回の提言を受け、平成30年度行政評価から指標化した。

・違反屋外広告物除却キャンペーンについては、市民や警察の協力を仰ぎながら、引き続き実施し、意識啓発に努めていく。また、小町通りなどの違反広告物の取り締まりなどを積極的に行っていく。



質問に対する回答

市の都市景観行政は、景観計画に基づき行っている。景観計画では、土地利用類型ごとに景観形成方針等を設定し、景観誘導を行っている。

平成29年度は公共サインガイドラインを作成し、行政が出す案内も景観配慮するよう指針を示したところである。

平成30年度は、鎌倉の顔である若宮大路と小町通りの景観形成ガイドラインの作成に向けての検討を行っている。

今後も景観計画の実効性を高めるべく、引き続き必要な施策を講じていく。

鎌倉市民評価委員会の評価

《評価できるところ》

- ・旧華頂宮邸について、「暫定利用のルール」に基づいた実験活用を数多く実施・検証した。年2回(計4日)の建物公開、建物や庭園の維持管理を計画的に行っている。「オーボエコンサート」や車椅子利用者等を対象とした建物公開などを実施した。
- ・景観計画を改定し、平成38年までの概ね10年間を期間とする新たな計画を策定した。
- ・自主まちづくり計画や住民協定の策定等、まちづくり条例の改正により充実。地区計画策定に向けた動き。
- ・景観地区の指定後、北鎌倉地区にもその動きが見られる。
- ・鎌倉市屋外広告物条例の制定に向けて、コーポレートカラー等の規制内容に関して関係機関と調整を図ることは好ましい方向である。

評価の内訳						⇒	委員会の評価
取組	↑	2	↓	0	→		→
効果	○	0	△	2	—		—

《課題》

- ・景観意識の浸透率が、目標の半分程度で、低位にとどまっている。啓発に対する根本的な見直しが必要。
- ・旧村上邸の保存活用を行うことにより、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観を形成することに有効に活用すべき。
- ・旧華頂宮邸は、毎年1,400万円程度かけて維持管理(ほとんど地代)されているが十分活用されていない。市内観光の分散のためにも反対する住民に対して、当該物件を活用することで近隣住民にもプラスになるような取組を考える必要がある。
- ・地域の景観に重要な役割を果たしている歴史的建造物を保存するためのサポート体制を構築することは歴史的背景をもつ都市としては是非行ってほしい。
- ・「都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観」の形成を目標とした時に、具体的な取組が「旧華頂宮邸」や「旧村上邸」の管理運営がメインで良いのか。
- ・目標とすべきまちまの姿にある「緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性」とは具体的にどのような特性か？ 風格のある都市景観とは具体的にどのような景観か？
- ・施策に定められた実施事業自体が「目標とすべきまちの姿」を網羅していない。具体的すぎる一部の事業だけであり、それも「目標とすべきまちの姿」の何に起因しているのか不明である。

《提言》

- ・旧華頂宮邸、旧村上邸などを地域の貴重な資源と位置づけていると思うが、建物は風化が早い。スピードのある対応を望む。
- ・「都市景観形成事業」についての指標の設定が必要。目標や取り組み内容等に異論はないが、事業に対する効果がわかるものがないと評価しにくい。例えば改定したという景観計画に関わる指標などを設定してもらえると評価がしやすい。
- ・平成30年度の目標にある「若宮大路と小町通りについて建物の形態意匠の明確な基準を定める」にさらに踏み込んだ計画と実行を期待する。
- ・「地域の貴重な景観資源」とは何か？ 特定されているのか？ もし特定されているのであれば、それらにそれぞれの様な地域ごとの個性があるのかを明確にし、個別の保全計画及び活用による地域ごとの景観を策定すべき。(そもそも活用による景観形成とは何か？)
- ・この施策は景観の形成であり、景観資源の活用ではない。

《質問》

- ・実験活用「オーボエコンサート」や車椅子利用者等を対象とした建物公開はきわめて短期的なソフト施策のように思うが、効果はどうであったか、また今後の展開はどうであったか？
- ・景観計画策定後、10年を迎えることから、評価・検証を行い、景観計画を改定とあるがどのような見通しか。また都市景観条例の一部改正を実施しているが、どのような内容に改正しているか？
- ・大船地域は、「大船地域まち並み型商業地」等に区分し、その地域に応じた方針や基準はどのようなものか。
- ・公共サインガイドラインは今までとの違いはなにか。
- ・都市景観誘導にどのような利点があるのか。
- ・オリンピックはこの事業にどのような様に関連するのか？
- ・旧華頂宮邸は都市景観なのか？
- ・「目標とすべきまちの姿」が何も実現されていないのになぜ全ての事業を「適切」と判断しているのか？